

2012年9月19日 全7頁

# 日本版 ISA 恒久化を要望〈訂正版〉

【金融庁 2013 年度税制改正要望】公社債も申告分離課税に

金融調査部 鳥毛拓馬

#### [要約]

- 金融庁は、2012 年 9 月 7 日に 2013 年度税制改正要望項目(以下、要望)を公表した。本稿では、要望のうち金融証券税制の抜本的見直しとして注目されている「日本版 ISA の恒久化等」、「金融所得課税の一体化」及び「教育投資のための世代間資産移転促進に関する非課税措置の創設」について概説する(他の要望項目については、後日公表するレポートにて概説する)。
- 日本版 ISAは、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する税率が10%から20%に引き上げられることに合わせて、2014年1月から導入される。金融庁は、日本版 ISA について、投資可能期間を現行規定の2014年から3年間だけではなく、恒久化することを要望している。一方で、非課税維持期間は、現行規定の10年間から5年間以上に 短縮することが想定されている。要望が実現すれば、最大非課税投資総額は現行規定の300万円から500万円以上となる。
- 一方で、金融庁は、経済金融情勢が急変した場合には、10%税率の適用期限を2014年 以降も延長することを要望している。延長が実現した場合には、再度、日本版 ISA の開 始時期も延期されることになろう。
- また、債券、公社債投信を金融所得課税一体化の対象とし、課税方式を申告分離課税方式に変更することも求めている。金融機関における債券の損益通算に係るシステム対応を考慮し、損益通算の施行は2016年1月が想定されている。

### 1. はじめに

金融庁は、2012 年 9 月 7 日に 2013 年度税制改正要望項目(以下、要望)を公表した。本稿では、要望のうち金融証券税制の抜本的見直しとして注目されている、「日本版 ISA の恒久化等」、「金融所得課税の一体化」及び「教育投資のための世代間資産移転促進に関する非課税措置の創設」について概説する。なお、以下の内容は、あくまでも金融庁が要望しているものに過ぎず、実際に制度改正が実現するかどうかは、財務省との交渉次第である。

## 2. 日本版 ISA の恒久化

### (1)日本版 ISA の概要

日本版 ISA (Individual Savings Accounts) とは、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の呼称である。この措置は、2010 年度の税制改正で、導入されることになったものであり、2014年1月からスタートすることになっている¹。当初は、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する税率が10%から20%に引き上げられることになっていた2012年1月から導入されることになっていた。その後の2011年度の税制改正において、10%税率が2013年まで2年間延長されたことに伴い、日本版 ISA の開始時期も2年間延長されたという経緯がある。なお、金融庁は、経済金融情勢が急変した場合には、10%税率の適用期限を2014年以降も延長することを要望している。延長が実現した場合には、再度、日本版 ISA の開始時期も延期されることになろう。

現行の日本版 ISA の概要は以下の図表1のとおりである。証券会社などの金融機関に開設された非課税口座内の上場株式等(公募株式投資信託を含む)の配当、譲渡益について、毎年の新規投資額100万円(2014年から2016年の3年間で300万円)を上限として、非課税となる制度である。投資額に上限があるため、非課税口座には、上場株式より公募株式投資信託で投資する投資家が多くなるものと思われる。

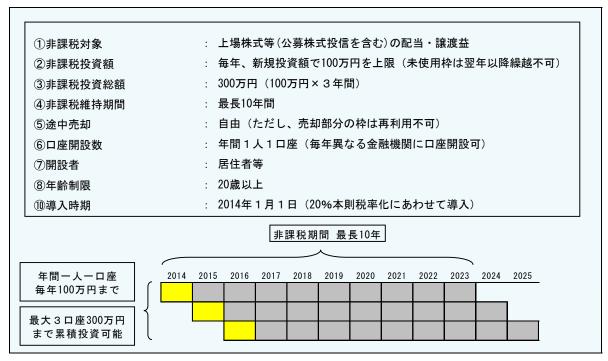
非課税となる配当は、口座が開設された金融機関がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限られる。

一方、非課税口座内の上場株式等の譲渡による譲渡所得等が非課税となるのは、証券会社へ 売委託等により譲渡した場合である。非課税口座内の上場株式等を譲渡した場合に生じた譲渡 損失金額は、ないものとみなされる。したがって、その損失金額を非課税口座以外の口座で生 じた株式等の譲渡益や上場株式等の配当等と損益通算することはできない。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 日本版 ISA の制度制定の経緯については、以下のレポートを参照。 2009 年 12 月 25 日、「日本版 ISA、2012 年に導入」(2010 年度税制改正大綱(1)金融証券税制) http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/09122501tax.pdf 2010 年 4 月 22 日、「日本版 ISA、2012 年に導入」(2010 年度改正税法成立(3)金融証券税制) http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/10042203tax.pdf



#### 図表 1 2014 年導入予定の日本版 ISA の概要 (現行スキーム)



(出所) 金融庁資料を基に大和総研作成

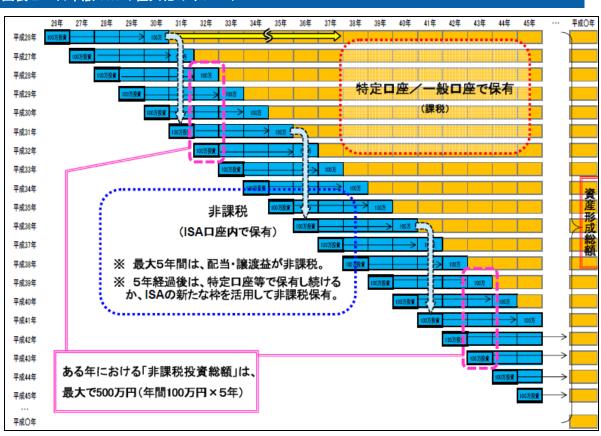
#### (2) 要望の内容

導入が予定されている日本版 ISA は、2014 年からの 3 年間に行われる投資だけを非課税の対象とする時限措置に過ぎない。このため、金融機関からシステム投資に見合う効果が得られない、投資家にとっても魅力のある投資制度ではない、という批判の声が上がっていた。

そこで、金融庁は、投資可能期間を 2014 年からの 3 年間だけではなく、恒久化することを要望している。ただし、1 年間の非課税投資額は 100 万円を上限としていることに変わりはない。非課税投資額に未使用枠がある場合のみ、非課税口座で運用する商品を売却・解約して、他の運用商品に買い換えるスイッチングを行うことができることにも変わりはない。すなわち、ある年の非課税口座に 50 万円投資していて、その年に 50 万円分の元本を売却した場合、改めて同じ年に 100 万円分投資することはできず、非課税投資額の未使用枠である 50 万円分しか投資することができないのである。

その一方で、非課税維持期間は、現行規定の10年間から5年間以上に短縮することが想定されている。これは、富裕層を過度に優遇する結果とならないようにするためとされている。毎年、100万円を5年続けて、非課税口座に投資できる。その場合は、最大非課税投資総額は500万円(100万円×5年間)となる。





#### 図表2 日本版 ISA の恒久化のイメージ

(出所) 金融庁資料

#### I. 日本版 ISA に適すると考えられる金融商品

前述のように、非課税口座内の上場株式等を譲渡した場合に生じた譲渡損失金額は、ないものとみなされ、その損失金額を非課税口座以外の口座で生じた株式等の譲渡益や上場株式等の配当等と損益通算することはできない。したがって、損失が生じるリスクを考えると、一般的に日本版 ISA の対象商品として個別株は適さないのではないかと思われる。個別株よりはリスクが低い公募株式投資信託がターゲットとなるであろう。

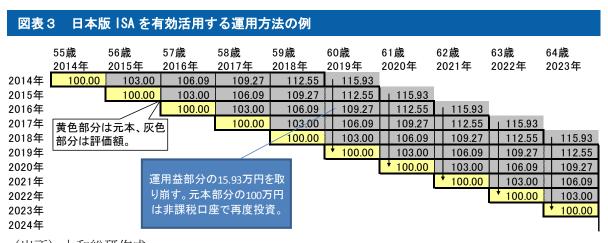
ただし、スイッチングができないため、株式投資信託の分配金を非課税口座に再投資すると、年間の非課税投資額がその分減少することになる。たとえば、ある年に非課税投資額の上限 100 万円分の株式投資信託を購入し、3 万円の分配金が出たとする。その 3 万円を翌年に非課税口座に再投資した場合、翌年の非課税投資額は残り 97 万円となる。しかし、分配金を出さなければ、元本は上限 100 万円のままで、運用益を非課税とすることができる。このため、日本版 ISA に適する商品として、最大非課税維持期間である 5 年間は無分配で、5 年終了直前に運用益が得られるような投資信託などが考えられる。

次のような運用も考えられる(図表3参照)。たとえば、上記の5年間無分配型投資信託に非課税口座で投資し、年利3%で運用できたと仮定すると、5年目に約16万円の運用益が得られる。2019年に60歳で定年となる投資家が、60歳から約16万円の運用益を毎年受け取るため



に、55 歳時の2014年から年間100万円、5年間で合計500万円を投資し、同様の運用結果を得られれば、60歳から64歳まで毎年約16万円ずつ運用益を受け取ることができる。

さらに、60歳となる 2019 年以降も毎年、預入期間が 5 年を経過した元本 100 万を継続して再投資し、同様の運用結果が得られた場合に、毎年、運用益を約 16 万円ずつ継続して受け取るといったことも可能となる(もっとも、実際の運用益は運用成果に応じて変動する)。非課税口座で当該金融商品の運用を始め、年金の追加分として備えるといったことも考えられるだろう。



(出所)大和総研作成

また、要望では、非課税となる金融商品の対象に公社債、公社債投信を追加することも合わせて要望している。実現すれば、日本版 ISA は、社債や国債の受け皿という役割を果たすことも期待される。

#### Ⅱ.販売手法

証券会社の顧客は大口の顧客が多いと思われるため、日本版 ISA は、証券会社より小口の顧客をターゲットにしていると思われる銀行の投資信託の窓口販売に向いているものと考えらえる。銀行は、日本版 ISA を利用して毎月分配型の投資信託の購入層と異なる投資信託の購入層を新たに開拓できる可能性がある。

一方、証券会社などは、コールセンター等で一括して日本版 ISA に対応した専用の金融商品を販売することも想定される。

さらに、要望では、毎年、新たな口座の開設を不要とすること、すなわち、原則として1人1 口座とすることが求めている。現行の規定では、<u>毎年1口座(3年間で3口座)</u>開設することが 認められているが、これでは、投資家が2年分あるいは3年分の非課税口座を開設する場合、 それぞれ2口座、3口座を開設しなければならず、金融機関及び投資家ともに手続きが負担とな ることから、要望されているものと思われる。

この要望が実現した場合、投資家は、1つの取引先金融機関に開設した1つの非課税口座のみ



で取引を行うことになる。このため、非課税口座の開設の手続きが可能となる 2013 年後半から 日本版 ISA がスタートする 2014 年にかけて、各金融機関による顧客の囲い込みは、現行規定が 実施された場合と比べて激化するものと考えられる。さらに、金融機関自身の役職員による非 課税口座の開設も期待できるかもしれない。

2015年以降も、例えば、新入社員に日本版 ISA を開設してもらうことで、毎年多数の口座が開設され、それらの口座による継続的な資産購入がその後長期間にわたって期待できるかもしれない。

#### 3. 金融所得課税の一体化

現行税制では、2009 年 1 月から上場株式・公募株式投資信託等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算が認められている一方で、株式の譲渡損失を預金・債券の利子所得や譲渡損益と損益通算することは認められていない。すなわち、金融商品間(上場株式等、公社債、預金、デリバティブ取引等)の損益通算の範囲は制限されており、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況にあるとされる。

要望では、金融商品間(上場株式等、公社債、預金、デリバティブ取引等)の損益通算の範囲等を拡大することを求めている。損益通算の拡大にあたっては、特定口座が最大限活用されることも要望している。なお、預金・債券に損益通算を拡大するにあたっては、課税方式を申告分離課税に変更する必要がある(4.債券税制の見直しを参照)。

債券、公社債投信の利子や譲渡損益が損益通算の対象となる時期については、金融機関における損益通算に係るシステム対応を考慮し、2016年1月が想定されている。一方、デリバティブ、預貯金の利子を損益対象の対象とする時期については、現段階では明確にされていない。

なお、今般、金融庁が公表した要望の資料に、「個人投資家に係る金融商品間の損益通算範囲の国際比較」が掲載されており、債券のデフォルトに伴う損失や預金のペイオフ損失を損益通算の範囲に含めている国を掲載している。この資料を添付したことから推測すると、今後、債券のデフォルトに伴う損失や預金のペイオフ損失を損益通算の範囲に含めることも検討対象になるものと思われる。

## 4. 債券税制の見直し(金融所得課税の一体化とセット)

債券税制の見直しは昨年に引き続き要望されている事項である。債券については、税制により市場の流通性が阻害されているなどの問題点が以前より指摘されている。

具体的には、金融機関等が保有する債券(非課税玉)の利子については源泉徴収が免除されている一方で、個人から購入した債券(課税玉)については、利払い日に金融機関等が保有しているにもかかわらず、源泉徴収が課されるという問題である(課税玉と非課税玉の分断問題)。



このため、債券市場において金融機関等と個人との流通が分断されている。

要望では、債券の利子・譲渡所得を申告分離方式に変更することに併せて現行債券税制の抜本的な見直しが行われる必要があるとして次の要望項目を挙げている。

#### 図表4 債券税制の見直し

- 1. 債券の利子・譲渡所得を申告分離方式に変更する
- 2. 債券の利子について申告不要制度を措置する
- 3. 債券の償還差損益について譲渡所得とみなす
- 4. 金融機関等の利子源泉徴収免除制度等について所有期間按分措置を廃止する(すなわち、その所有期間にかかわらず、源泉徴収を行わないこととする)
- 5. 債券の利子・譲渡所得についても特定口座で取り扱えるよう措置する
- 6. 割引債について発行時の源泉徴収を廃止する
- 7. 債券の利子・譲渡所得について損益通算を認める
- 8. 支払調書・支払通知書制度について所要の整備を行う
- 9. 公社債投資信託についても債券税制の見直しに併せて、所要の措置を行う
- 10. 一般事業法人に係る債券利子等の所得税額控除の見直しを行う(すなわち、その所有期間にかかわらず、全額の所得控除を認めることとする)
- 11. 非居住者が受ける公社債利子等の非課税制度について債券税制の見直しに併せて所要の措置を行う

制度導入にあたっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮することが併せて要望されている。

# 4. 教育投資のための世代間資産移転促進に関する非課税措置の創設

祖父母世代から孫世代への世代間資産移転を促進し、将来必要となる子どもの教育資金の早期確保を図るために、金融機関の口座等(本制度の適用のために区分管理できるものに限る)を通じて、祖父母等が孫等に対して行う教育目的に使途を限定した資金の贈与について、贈与税の課税対象としないこととする措置(以下、非課税措置)が要望されている。この措置は、金融庁と文部科学省の共同要望である。

この非課税措置は、あくまでも贈与税が対象となるものであり、運用益は非課税とはならないことが想定されている。もっとも、前述の日本版 ISA を活用することが可能であれば、運用益を非課税にすることができるため、教育資金を、日本版 ISA と非課税措置を利用して準備するといったことも考えられるのではないだろうか。

